

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査の目的

経済センサスー活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

## 3. 調査日

平成24年2月1日

## 4. 調査対象

### (1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

### (2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

## 5. 鉱業、採石業、砂利採取業編について

本編は、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業（以下「鉱業」という。）に属する事業所について産業別、事業所別に集計したものである。

管理、補助的経済活動のみを行う事業所及び産業分類格付不能の事業所については除外していることから、「平成24年経済センサスー活動調査（確報）（山口県分）」の産業横断の集計結果とは異なっている。

## 6. 調査対象品目

別表参照

## 7. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成24年2月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に鉱山、鉱業所、選鉱場などと呼ばれているような経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、鉱業活動が継続的に行われていること。

(2) 従業者数は、平成24年2月1日現在の数値であり、以下の区分に分けている。

- ① 個人業主
- ② 個人業主の家族で無給の者  
個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している者をいい、雇用者並の賃金や給与を受けている者は含まない(常用雇用者に含む)。
- ③ 有給役員(無給役員を除く)  
法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。
- ④ 常用雇用者  
以下のいずれかに該当する者をいう。  
ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者  
イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ⑤ 臨時雇用者  
上記以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 別経営の事業所へ出向又は派遣している者(送出者)
- ⑦ 別経営の事業所から出向又は派遣されている者(受入者)

(3) 生産数量は、平成23年1月から12月までの1年間における数値であり、委託生産分も含まれる。

各生産品目の条件（精鉱中金属含有量、粗鉱量、精鉱量、製品など）及び定義は、次のとおりである。

- ① 採石、砂・砂利・玉石採取  
採石、砂・砂利・玉石採取は、採取した場所での洗浄分も含まれる。
- ② 窯業原料用鉱物などの非鉄金属鉱物  
鉱物の採掘から生石灰、消石灰、タンカル、シャモット、ドロマイトクリンカー、活性白土など加工度の高い製品まで一貫して生産している場合は、精鉱をこれらの製品の製造部門に売り渡したものとす。

(4) 生産金額は、平成23年1月から12月までの1年間に、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。

- ① 同一企業の他の事業所に出荷した生産品も生産金額に含まれる。
- ② 事業所から納入先へ持ち込み引き渡しの場合も、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。
- ③ 金属鉱物の複雑鉱(多種類の金属を含む鉱物)を精錬所に出荷した場合の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれ売鉱条件によって算出する。
  - ア 主体鉱種  
生産金額 = {売鉱協定価格(または建値) × 鉱石中金属含有量 × 精錬実収率} - (粉鉱処理費 + 熔錬費 + 精錬費 + 鉱石運賃)
  - イ 随伴鉱種  
生産金額 = {売鉱協定価格(または建値) × 鉱石中金属含有量 × 精錬実収率} - 精錬費

- ④ 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃諸掛りを差し引いたものである。複雑鉱については、精錬所に出荷した場合と同様、上記算式により算出する。
- ⑤ 事業所が産業廃棄物として取り扱うような低品位鉱を売却して得た金額は「その他の収入」に、売却に要した費用は「その他の支出額」に含まれる。

(5) その他の収入は、平成23年1月から12月までの1年間に、鉱業活動以外で取得した収入額をいう。

(6) 鉱業活動に係る費用額は、平成23年1月から12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用であり、福利厚生費などの鉱業活動に直接かかわらない経費は含まない。

- ① 原料使用額とは、当該事業所が他の事業所から鉱石を購入（又は受け入れ）し、選鉱して精鉱（製品）を生産している場合の鉱石の購入金額（受け入れた鉱石は市価に換算）をいう。
- ② 資材使用額とは、木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬火工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額をいう。
- ③ 燃料・電力使用額とは、次の「ア」と「イ」の合計金額をいう。
- ア 燃料とは、ガソリン、灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、液化石油ガス（LPG）、石炭、石炭コークス、炭鉱ガス抜きガス、天然ガス、都市ガスなどの使用額をいい、自家発電のうち「売電（他の事業所に融通した電力を含む）」に使用した燃料などの使用額は含まない。
- イ 電力とは、実際に使用した「購入電力」及び「自家発電」（使用数量×発電単価）の金額をいう。
- ④ その他の支出額とは、保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費などをいう。
- ⑤ 減価償却費とは、有形固定資産の減価償却費の合計金額をいう。

(7) 付加価値額は、下記算式により算出している。

付加価値額＝生産金額－鉱業活動に係る費用額（原料使用額＋資材使用額＋燃料・電力使用額＋その他の支出額＋減価償却費）

(8) 給与総額（年間）は、平成23年1月から12月までの1年間に有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）総額をいう。

その他の支給額（年間）とは、有給役員及び常用雇用者に対する退職金及び解雇予告手当、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく諸給付金などをいう。

(9) 経営組織は、「個人経営」、「法人（外国の会社を除く）」、「外国の会社」及び「法人でない団体」に区分される。

① 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

② 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

ア 会社

株式会社（有限会社を含む）、合資・合名会社、合同会社をいう。

イ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、信用金庫などが含まれる。

③ 外国の会社

外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社としない。

④ 法人でない団体

団体であるが、法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(10) 資本金は、平成24年2月1日現在で払い込み済みの資本金の額である。

8. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないものは「－」、四捨五入による単位未満は「0」とした。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。

また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。

9. その他

問合せ先

〒 753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口県総合企画部統計分析課

商工労働統計班

電話（直通） 083-933-2654

## 調査対象品目

番号	品目名	条件	数量単位	内容例示
<b>金属鉱物</b>				
05111	金鉱	精含量	g	金鉱、砂金
05112	銀鉱	精含量	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
05121	鉛鉱	精含量	t	鉛鉱、方鉛鉱
05122	亜鉛鉱	精含量	t	亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
05131	鉄鉱	精含量	t	鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱、砂鉄
05191	銅鉱	精含量	t	銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱
05199	その他の金属鉱物	—	—	白金鉱、硫化鉄鉱、すず鉱、砂すず、アンチモニー鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ヒ鉱など
<b>石炭・亜炭</b>				
05211	石炭	精炭	t	一般炭、無煙炭、れき(漚)青炭、石炭水洗、石炭選炭
05221	亜炭	精炭	t	亜炭、褐炭
<b>原油・天然ガス</b>				
05311	原油	—	kl	原油、天然アスファルト、れき(漚)青油
05321	天然ガス	基準状態	1,000m <sup>3</sup>	天然ガス
05329	その他の原油・天然ガス	—	—	天然ガソリン、炭酸ガス
<b>採石、砂・砂利・玉石</b>				
※ 05411	花こう岩・同類似岩石	製品	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
05421	石英粗面岩・同類似岩石	製品	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
※ 05431	安山岩・同類似岩石	製品	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石など
※ 05441	大理石	製品	t	大理石、結晶質石灰岩
05451	ぎょう灰岩	製品	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、白川石
05461	砂岩	製品	t	砂岩、出雲石、多胡石など
05471	粘板岩	製品	t	粘板岩、玄昌石
※ 05481	砂・砂利・玉石	—	—	砂、砂利、玉砂利、玉石
05491	かんらん岩	粗鉱	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
05492	かんらん岩	精鉱	t	
05493	オリビンサンド	製品	t	オリビンサンド
05499	その他の採石、砂・砂利・玉石	—	—	蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土など
<b>窯業原料用鉱物 (耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)</b>				
05511	木節・頁岩粘土	粗鉱	t	木節粘土、頁岩粘土
05512	木節・頁岩粘土	精鉱	t	
05513	がいろ目粘土	粗鉱	t	がいろ目粘土
05514	がいろ目粘土	精鉱	t	
05519	その他の耐火粘土	—	—	
※ 05521	ろう石	粗鉱	t	ろう石
05522	ろう石	精鉱	t	
05523	ろう石クレー	製品	t	ろう石クレー
05531	ドロマイト	粗鉱	t	ドロマイト、苦灰岩、白雲石
05532	ドロマイト	精鉱	t	
05541	長石	粗鉱	t	長石
05542	長石	精鉱	t	
05543	半花こう岩	粗鉱	t	半花こう岩、アブライト
05544	半花こう岩	精鉱	t	
05545	風化花こう岩(含むサバ)	粗鉱	t	風化花こう岩、まさ(真砂)、サバ(砂婆)、そうけい(藻珪)
05546	風化花こう岩(含むサバ)	精鉱	t	
※ 05551	軟けい石	粗鉱	t	軟けい石
05552	軟けい石	精鉱	t	
05553	白・炉材けい石	粗鉱	t	白けい石、炉材けい石
05554	白・炉材けい石	精鉱	t	
05561	人造けい砂	製品	t	人造けい砂
05562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)	粗鉱	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
※ 05563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)	精鉱	t	
※ 05571	石灰石	粗鉱	t	石灰石
05572	石灰石	精鉱	t	
05591	陶石	粗鉱	t	陶石、天草陶石など
05592	陶石	精鉱	t	
05593	陶石クレー	製品	t	陶石クレー
05594	カオリン	粗鉱	t	カオリン
05595	カオリン	精鉱	t	
※ 05599	その他の窯業原料用鉱物	—	—	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土など
<b>その他の鉱物</b>				
05911	酸性白土	粗鉱	t	酸性白土
05912	酸性白土	精鉱	t	
05921	ペントナイト	粗鉱	t	ペントナイト
05922	ペントナイト	精鉱	t	
05931	けいそう土	粗鉱	t	けいそう土
05932	けいそう土	精鉱	t	
05941	滑石	粗鉱	t	滑石
05942	滑石	精鉱	t	
05999	他に分類されないその他の鉱物	—	—	粘土(窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふっ(沸)石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリ、めのう、こはく、工業用水晶、寶石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスポア、天然氷、かん水など

※ 山口県生産品目